2　競争参加資格
⑴　大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第３条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成29年度に東海・北陸地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。なお、当該競争参加資格については、平成29年３月31日付け号外政府調達第61号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑶　高圧ガス保安法に基づいて高圧ガスの販売業の届け出をしていることを証明した者であること。
⑷　本公告に示した物品を自然科学研究機構長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第４条の規定に基づき、自然科学研究機構長が定める資格を有する者であること。
⑹　自然科学研究機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒509―5292 岐阜県土岐市下石町322―６
自然科学研究機構核融合科学研究所管理部財務課調達係長　松原　智久　電話0572―58―2038
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成29年12月15日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成29年12月22日14時00分　自然科学研究機構核融合科学研究所第２会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、自然科学研究機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると自然科学研究機構長が判断した入札者であって、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Akio Komori, President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences
⑵　Classification of the products to be procured : 3
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Helium Gas 10,000㎥
⑷　Delivery period : From 1 January, 2018 through 31 March, 2018
⑸　Delivery place : National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 3 of the Regulation concerning the Contract for National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2017 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　prove to have registered with the High Pressure Gas Law, to initiate business of selling high pressure gas,
D　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
E　meet the qualification requirements which President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,
F　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　15 December, 2017
⑻　Contact point for the notice : Tomohisa Matsubara, Procurement Section, Financial Affairs Division, Department of Administration, National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences, 322―6 Oroshi-cho, Toki-shi, Gifu-pref, 509―5292 Japan, TEL 0572―58―2038

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年10月23日
契約責任者
株式会社かんぽ生命保険　専務執行役
千田　哲也
◎調達機関番号　431　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71、27
⑵　競争に付する事項　経済シナリオ生成ソフトウェアのユーザーライセンスの購入
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷　納入期間　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入開札の日時及び場所　平成30年１月25日午後２時00分　株式会社かんぽ生命保険総務部入札室　東京都千代田区内幸町２－１－１飯野ビルディング12Ｆ
2　競争参加資格
⑴　下記ア、イ、ウ、エ及びオに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
㋐　契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
㋓　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
㋕　その他、会社に損害を与えた者
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をした者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定を受けた者を除く。
エ　前各号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。
なお、反社会的勢力とは、暴力団、社会運動標ぼうゴロ等、その他次の各号に掲げる者をいう。
㋐　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者。
㋑　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。
㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者。